バイク通学許可までの流れ

・1月中旬頃 各 HR で周知

対象となる者:通学距離が10km以上(駅まで2km以上)で,交通不便な者に限る。 成績不振者及び各教科の課題提出状況が悪い者は許可しない。 バイク通学を希望する者は必ず参加すること。説明会不参加者への許可は原則として認めない。

・ 1月下旬頃:バイク通学希望者への説明会【生徒対象】

「原付免許取得希望理由書・通学経路地図」を配付 遵守事項の確認と許可しない要件について説明

- ・ 1 月下旬頃: 「原付免許取得希望理由書・通学経路地図」の提出締め切り
- · 1月下旬頃:校内審査
 - ① 生徒指導部による確認作業
 - ② 年次会で諸条件を満たした者を報告、精査(課題提出状況,成績不振,欠席・遅刻等確認)
- ・1月下旬から2月上旬:審査を通過した者に対して、保護者宛文書配布
- ・ 2 月中旬頃: 1年次バイク免許取得希望者保護者説明会【保護者・生徒対象】
- ・ 春休み等:各自受験
- ・4月以降:必要書類一式の提出

「免許証」「任意保険証書」

「バイク通学承認願(様式第1号)」

「交通安全誓約書(様式第2号)」

書類提出が完了した者は、翌週の月曜日に、バイクとヘルメットを点検の上、ステッカーを貼付され、バイク通学許可となる。